

平成 2 1 年

第 2 回市議会定例会 議案第 6 号

函館市税条例の一部改正について

函館市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 1 年 6 月 1 7 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市税条例の一部を改正する条例

函館市税条例（昭和 2 5 年函館市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条中「函館市公告式条例」の後ろに「（昭和 2 5 年函館市条例第 2 4 号）」を加える。

第 3 4 条第 7 項中「第 1 0 条の 2 の 9 」を「第 1 0 条の 2 の 1 0 」に改める。

附則第 7 条の 3 の見出しを削り，同条の前に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し，同条第 1 項中「居住年」の後ろに「（次条において「居住年」という。）」を加え，同条第 3 項中「市民税の納税通知書が送達された後に市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において，当該納税通知書が送達される時までに市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかつたことについて，市長においてやむを得ない理由があると認めるときまたは」を削り，同条の次に次の 1 条を加える。

第 7 条の 3 の 2 平成 2 2 年度から平成 3 5 年度までの各年度分の個人の市民税に限り，所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 4 1 条または第 4 1 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合（居住年が平成 1 1 年から平成 1 8 年までまたは平成 2 1 年から平成 2 5 年までの各年である場合に限る。）において，前条第 1 項の規定の適用を受けないときは，法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項に規定するところにより控除すべき額を，当該納税義務者の第 2 6 条の 3 および法

第 3 1 4 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第 2 7 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された第 2 7 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第 4 1 条第 1 項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の 1 月 1 日現在において法第 3 1 7 条の 6 第 1 項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第 4 1 条の 2 の 2 の規定の適用を受けている場合

3 第 1 項の規定の適用がある場合における第 2 6 条の 7 第 1 項の規定の適用については、同項中「第 2 6 条の 3 および第 2 6 条の 6」とあるのは、「第 2 6 条の 3、第 2 6 条の 6 および附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」とする。

附則第 8 条の 2 の見出し中「耐震基準適合住宅等」を「新築された認定長期優良住宅等」に改め、同条第 3 項各号列記以外の部分中「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 1 0 項各号」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項各号列記以外の部分中「附則第 7 条第 8 項各号」を「附則第 7 条第 9 項各号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

法附則第 1 5 条の 7 第 1 項または第 2 項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 3 1 日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第 7 条第 2 項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所および氏名または名称
- (2) 家屋の所在，家屋番号，種類，構造および床面積
- (3) 家屋の建築年月日，登記年月日および当該家屋を居住の用に供した年月日
- (4) 当該年度の初日の属する年の1月31日を経過した後に申告書を提出する場合には，同日までに提出することができなかつた理由

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は，公布の日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第7条の3の見出しを削る改正規定，同条の前に見出しを付する改正規定，同条第1項の改正規定および同条の次に1条を加える改正規定 平成22年1月1日
- (2) 附則第7条の3第3項の改正規定および次条の規定 平成22年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の函館市税条例附則第7条の3第3項の規定は，平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し，平成21年度分までの個人の市民税に係る同項に規定する市民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については，なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 改正後の函館市税条例附則第8条の2第1項の規定は，平成21年6月4日以後に新築された同項に規定する住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い，個人の市民税に係る住宅借入金等特別税額控除および固定資産税に係る認定長期優良住宅に対する減額に関する規定を整備し，ならびに地方税法施行規則の一部改正に伴う規定の整備等をするため